

2005 年 9 月 29 日

愛知県市長会
会 長 谷 一 夫 様

日本自治体労働組合総連合愛知県本部
執行委員長 羽根 克明
自治労連愛知県本部都市職部会
部会長 望月 敦

2005 年賃金改善にあたっての要請書

住民の福祉向上と職員・家族のくらしを守るため、日夜ご努力されている貴職に敬意を表します。さて、8 月 15 日人事院は国会と内閣に、2005 年の勧告を行いました。その主な内容は、05 年の官民較差が△0.36%、△1389 円であるとして、月例給で一律 0.3%、配偶者に係る扶養手当を 500 円引き下げ、本年 4 月に遡って適用し、一時金をわずか 0.05 月引き上げするというものです。今回の「マイナス勧告」は、05 春闘の 1.47%賃上げという結果や地方最賃が 2 円～5 円を引き上げられた事実から見ても到底容認できるものではありません。しかも、4 月に遡っての実施は「不利益不遡及」の原則を踏みにじるものであり、断じて認められるものではありません。

また、「勧告」では、06 年から「給与構造の見直し」をはかるとして、①俸給表を全国一律 4.8%引き下げ、②高齢層の給与抑制を図る「昇給カーブのフラット化」、③0～18%の格差のある地域手当の創設、④「能力・成果」主義の査定賃金を導入することなど、公務員の賃金制度を 50 年ぶりに見直す、歴史的な抜本改悪をすすめる内容となっています。これは、地域の公務員賃金の引き下げ財源で中央省庁を優遇するとともに、生計費原則を否定し、地域間、職員間、職務・職責の 3 重の格差を拡大するものであり、チームワークで業務を遂行する公務職場では弊害をきたすだけでなく、憲法 15 条の「全体の奉仕者」としての公務員の使命が果たせなくなるものです。同時に、地域の民間労働者の賃下げにもつながり、地域経済にも住民生活にも重大な影響を与えるものと考えます。

つきましては、貴職が、2005 年人事院勧告に追従することなく職員と家族の生活、地域経済と住民生活を守る観点から、賃金改善をはかられるよう、下記のとおり要請するものです。

記

1. 賃金改定にあたっては、不法・不当な人事院の 05 勧告に追従することなく、労働組合との合意を前提に、退職手当を含む生涯賃金の維持・改善を図り、職員と家族の生活改善と公務に安心して専念できるものとする。
2. 職場に混乱をもたらす能力・成果主義賃金や地域間格差を拡大する「地域手当」の導入など「給与構造の見直し」を持ち込まないこと。あわせて、政府等関係機関に対して「給与構造の改革」に関する地方自治法の一部改定を行わないよう要請すること。
3. 公務職場に働く臨時・非常勤職員など非正規労働者の賃金、労働条件の「均等待遇」を実現すること。
4. ILO94 号条約にもとづき、公務・公共関連事業で働くすべての労働者の労務単価を明記するするなど、公正・適正な執行を通じて「生活保障賃金」の確保を求める「公契約条例」を制定すること。
5. 労働時間短縮のために実効ある改善措置を行うこと。また、長時間、「サービス・不払い残業」を根絶するため、実態調査とともに、その具体的改善を行うこと。

